

2013年6月3日

# 株 主 各 位

大阪市北区大淀南一丁目4番15号

**青木マリン株式会社**

代表取締役社長 山 崎 正 一

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2013年6月18日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2013年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区鶴野町4番16号  
大阪玉姫会館4階パルテノン（末尾会場案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項  
報告事項 第35期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）事業報告  
および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 当社と青木あすなる建設株式会社との株式交換契約承認の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  2. 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出下さい。（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名に限られます。）
  3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.aokimarine.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  4. 第35期期末配当金のお支払いについて  
当社は2013年5月10日開催の取締役会で、期末配当金をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、2013年6月20日を支払開始日として、1株につき6円の期末配当金をお支払いいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(2012年4月1日から  
2013年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、欧州の財政危機や米国経済の低迷など世界経済の減速により、景気は厳しい状況で推移しましたが、昨年末からの株高、円安など、明るい兆しも見られ、景気の先行きは緩やかな回復基調で推移するものと予想されます。

当社の属する建設業界は、東日本大震災の復興関連工事を中心とした公共工事への期待感が高まったものの、技術者不足や建設資材価格の高騰といった問題は改善されず、経営環境は依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は東日本大震災の復興関連工事や河川や護岸の耐震化工事といった得意とする土木工事の獲得に努めるとともに、海上輸送事業の拡大に全力で取り組んでまいりました。

受注高は前期に比べ36.4%増の5,734百万円となりました。主な受注は、日立LNG基地浚渫工事、荒浜漁港第2号防砂堤災害復旧工事、内航コンテナ輸送であります。

売上高は前期に比べ0.4%減の5,351百万円となりました。主な売上は、本田～市岡幹線下水管渠築造工事、尼崎・神戸・播磨・姫路及び津名基地廃棄物海上輸送作業、内航コンテナ輸送であります。

利益面につきましては、営業利益は前期に比べ66.9%減の28百万円、経常利益は前期に比べ72.8%減の31百万円、当期純利益は前期に比べ86.0%減の15百万円となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

(建設事業)

建設事業の受注高は4,459百万円（前年同期比57.7%増）、売上高は3,683百万円（前年同期比17.8%減）となり、セグメント損失は8百万円（前年同期は312百万円の利益）となりました。

(海運事業)

海運事業の受注高は1,274百万円（前年同期比7.4%減）、売上高は1,668百万円（前年同期比86.7%増）となり、セグメント利益は309百万円（前年同期比151.1%増）となりました。

当期における受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	1,329,841	4,459,924	3,683,465	2,106,300
海運事業	483,000	1,274,239	1,668,512	88,727
合計	1,812,841	5,734,164	5,351,977	2,195,027

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、各国の経済対策による世界経済の持ち直しや、円安による輸出の増加、株高等のアベノミクスと呼ばれる経済対策により、景気は緩やかに回復するものと思われます。

建設業界におきましては、東日本大震災の復興需要や経済対策による公共工事の増加が期待されるものの、技術者不足や建設資材価格の高騰など、経営環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

当社は、これまで培ってきた豊富な技術や経験を活かして、得意分野である海上土木工事に加え、防災・減災対策としての河川や護岸の耐震化工事の獲得に努めるとともに、海上輸送事業の更なる強化をはかり、経営基盤の安定と収益力の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第32期 (2010年3月期)	第33期 (2011年3月期)	第34期 (2012年3月期)	第35期(当期) (2013年3月期)
受注高(千円)	11,277,627	5,095,203	4,204,760	5,734,164
売上高(千円)	10,918,462	5,530,832	5,373,040	5,351,977
経常利益(千円)	246,081	169,573	116,472	31,699
当期純利益(千円)	162,759	200,918	113,587	15,889
1株当たり 当期純利益(円)	19.39	23.99	13.65	1.91
総資産(千円)	7,937,175	8,214,642	8,300,778	8,328,623
純資産(千円)	6,870,146	7,011,208	7,073,423	7,059,853

- (注) 1. 上記は、単体での推移を表しております。  
2. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数を用いて算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は、青木あすなる建設株式会社および株式会社高松コンストラクショングループであり、株式会社高松コンストラクショングループの子会社である青木あすなる建設株式会社が、当社の株式を4,739千株（議決権比率57.44%）保有しております。

当社は、青木あすなる建設株式会社が埋立工事等を受注したときは、これを請負い施工しております。

また、2013年3月19日開催の取締役会において、青木あすなる建設株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換をおこなうことを決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、青木あすなる建設については、会社法第796条第3項の規定にもとづく簡易株式交換の手続きにより、同社の株主総会による承認を受けずに、当社については、2013年6月19日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、2013年8月1日を効力発生日としておこなう予定です。これにより、当社株式は2013年7月29日をもって上場廃止となる予定です。

### ② 重要な子会社の状況

当社には子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容（2013年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可（特-21）第11258号の許可をうけ、土木・しゅんせつ等の建設業およびこれに関連する事業を、内航海運業法により内航運送業者として近畿運輸局長許可近C0047号の許可をうけ、内航運送業およびこれに関連する事業をおこなっております。

## (8) 主要な事業所（2013年3月31日現在）

本	店	大阪市北区
本	社	神戸市東灘区
大 阪	本 店	大阪市北区
東 京	本 店	東京都江東区

## (9) 従業員の状況（2013年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86人	3人増	47.5歳	14.4年

2. 会社の株式に関する事項（2013年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,450,000株（自己株式128,828株を含む）
- (3) 株 主 数 733名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
青 木 あ す な ろ 建 設 株 式 会 社	4,739千株	56.95%
伊 藤 豊	338千株	4.06%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	326千株	3.91%
ゴールドマンサックスインターナショナル	293千株	3.52%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイーーエイシー	144千株	1.73%
有 限 会 社 プ ル ア ッ ク	109千株	1.30%
齋 藤 廣 一	100千株	1.20%
秋 元 大 樹	81千株	0.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	78千株	0.93%
朝 賀 昭	50千株	0.60%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は、自己株式128,828株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

### 3. 会社役員に関する事項（2013年3月31日現在）

#### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 崎 正 一	
取 締 役	西 村 生 久	船舶事業本部長
取 締 役	嶋 田 義 弘	建設事業本部長
取 締 役	大 垣 芳 夫	管理本部長
取 締 役	田 島 美 知	営業本部長兼東京本店長
取 締 役	辻 井 靖	青木あすなる建設株式会社上席執行役員大阪土木本店長
取 締 役	小野寺 弘 幸	青木あすなる建設株式会社上席執行役員大阪建築本店長
常 勤 監 査 役	原 田 晃 次	
監 査 役	津 野 紀代志	税理士法人津野・倉本会計事務所代表社員
監 査 役	正 川 雅 英	青木あすなる建設株式会社常務執行役員営業本部副本部長（大阪建築本店駐在）

- (注) 1. 取締役辻井 靖、取締役小野寺弘幸の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役原田晃次、監査役津野紀代志および監査役正川雅英の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役津野紀代志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、大阪証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
4. 取締役田島美知、取締役辻井 靖および取締役小野寺弘幸の各氏は、2012年6月20日開催の第34回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 税理士法人津野・倉本会計事務所と当社との間には取引関係はありません。

6. 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。

会社における退任時の地位	氏名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
取締役	市木良次	青木あすなる建設株式会社代表取締役社長兼社長執行役員株式会社高松コンストラクショングループ取締役	2012年6月20日退任
取締役	上野康信	青木あすなる建設株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員土木本部長兼土木技術本部長兼東日本復興事業本部担当	2012年6月20日退任

7. 青木あすなる建設株式会社および株式会社高松コンストラクショングループは、当社の親会社であり、当社と青木あすなる建設株式会社との間には建設工事の請負等の取引関係があります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	5名	52,464千円
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	12,210千円 (12,210千円)
合計	7名	64,674千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議されております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の定時株主総会において年額15,000千円以内と決議されております。  
 3. 社外役員が当社の親会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は12,939千円であります。



### (3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	辻井 靖	2012年6月20日の株主総会において選任され、以降開催の取締役会12回のうち8回に出席し、建設業界における豊富な経験から議案・審議等に適宜発言をおこなうほか、適宜経営に関する協議をおこなっております。
	小野寺 弘幸	2012年6月20日の株主総会において選任され、以降開催の取締役会12回のうち10回に出席し、建設業界における豊富な経験から議案・審議等に適宜発言をおこなうほか、適宜経営に関する協議をおこなっております。
監査役	原田 晃次	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、適宜質問し、発言をおこなっております。また、監査役会14回の全てに出席し、監査結果に関する意見交換・監査に関する重要事項の協議等をおこなっております。
	津野 紀代志	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、適宜質問し、発言をおこなっております。また、監査役会14回の全てに出席し、監査結果に関する意見交換・監査に関する重要事項の協議等をおこなっております。
	正川 雅英	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、適宜質問し、発言をおこなっております。また、監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果に関する意見交換・監査に関する重要事項の協議等をおこなっております。

### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	12,450千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,450千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的に区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に違反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実にもとづき当該会計監査人の解任または不再任の検討をおこない、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業理念を制定し、取締役、使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重して行動することをあらゆる企業活動の原点としております。
- ② コンプライアンス推進に関しては、取締役、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務の運営にあたるよう、管理本部長が総括責任者として指導しております。
- ③ 取締役および使用人等が、コンプライアンス上疑義のある行為を発見したときは、速やかに監査役、管理本部長、建設事業本部長に報告できる手段を確保しております。

会社は通報内容を秘守し、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いをおこなわないこととしております。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応は管理本部がおこない、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門がおこなっております。
- ② 工事の安全施工と船舶の安全運航に関しては、「安全衛生管理規程」を定め、各担当本部長が総括的な管理をおこなっております。  
ただし、非常時には対策本部を設置し、社長が本部長となってこれを統括することとしております。
- ③ 計数・資金管理に関しては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、「予算管理規程」、「与信管理規程」にもとづき管理本部長が総括的な管理をおこない、定期的に取締役会等に報告しております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」にもとづき定められた期間、適切に保存しております。
- ② 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な状態で保管しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定をおこなうとともに取締役の職務執行状況の監督等をおこなっております。
- ② 取締役会の決定にもとづく業務執行については、「組織規程」、「決裁規程」、「職務分掌規程」に、各部門の責任者および執行手続きの詳細を定めております。
- ③ 取締役会の意思決定に、客観性と牽制機能を持たせるため、取締役のうち1名以上は社外取締役としております。
- ④ 年次経営計画の立案・実行に関しては、全社的な目標を設定し、その達成に向け、各部門ごとに実施すべき具体的な施策を定め、その成果を定期的に検証し、検証過程で業務執行の効率性が阻害される要因があればこれを排除しております。

### (5) 当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社と定期的に会議を開催し、業務執行等に係る報告を通じて情報の共有化と危機管理の徹底に努めております。
- ② 関連当事者間の取引に関しては、その取引内容について検証し、適正性を確認しております。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき部署として監査部を設置し、兼任で使用人1名を配置し、その使用人は監査役から職務の補助を要請された場合はその職務を優先しております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動は、監査役の意見を尊重するものとし、監査役の職務の補助に従事している期間の使用人の指揮、命令権は、監査役に委譲しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供をおこなうとともに、職務執行に関して、法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは遅滞なく報告することとしております。
- ② 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通をはかるため、監査役の要請に応じて意見交換の場を設けております。  
また、監査役は、会計監査人および親会社監査役と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を「倫理規程」に明確に定めており、必要に応じ顧問弁護士等と相談できる体制を整えております。

(9) 支配株主と取引をおこなう場合における少数株主保護について

当社と親会社との関係については、土木工事に付帯する工事の一部請負等の取引がありますが、これらの取引については、他の取引先と同様の競争原理にもとづき、透明性を保った公正な手続により合理的に決定しております。

したがって、少数株主の利益を尊重した経営がなされていると考えます。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、合わせて経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保にも努めてまいります。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2013年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,524,548	流 動 負 債	940,706
現 金 預 金	3,300,240	工 事 未 払 金	708,147
受 取 手 形	249,998	未 払 金	40,433
完 成 工 事 未 収 入 金	2,606,543	未 払 費 用	27,499
未 収 入 金	41,915	未 払 法 人 税 等	16,003
そ の 他	326,718	未 成 工 事 受 入 金	49,665
貸 倒 引 当 金	△ 869	賞 与 引 当 金	39,543
固 定 資 産	1,804,075	そ の 他	59,414
有 形 固 定 資 産	1,698,008	固 定 負 債	328,063
建 物	62,004	退 職 給 付 引 当 金	237,191
船 舶	1,361,145	船 舶 特 別 修 繕 引 当 金	69,155
土 地	204,584	そ の 他	21,715
そ の 他	70,273	負 債 合 計	1,268,769
無 形 固 定 資 産	8,104	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	97,962	株 主 資 本	7,053,663
投 資 有 価 証 券	70,810	資 本 金	2,949,500
投 資 不 動 産	3,864	資 本 剰 余 金	2,724,500
そ の 他	23,287	資 本 準 備 金	2,724,500
資 産 合 計	8,328,623	利 益 剰 余 金	1,412,046
		利 益 準 備 金	96,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,316,046
		別 途 積 立 金	900,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	416,046
		自 己 株 式	△ 32,382
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,190
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,190
		純 資 産 合 計	7,059,853
		負 債 純 資 産 合 計	8,328,623

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2012年4月1日から)  
(2013年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高 売上原価		5,351,977 5,050,129
売上総利益 販売費及び一般管理費		301,848 272,903
営業外利益 営業外収益 受取利息配当金 その他 経常利益	2,602 152	28,944  2,755 31,699
特別利益 特別損失 株式交換関連費用 その他	7,800 242	696  8,042
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 当期純利益		24,353 8,464 15,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2012年4月1日から  
2013年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	
		資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,949,500	2,724,500	96,000	900,000	450,097	1,446,097	△ 31,839	7,088,258
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△ 49,940	△ 49,940		△ 49,940
当 期 純 利 益					15,889	15,889		15,889
自 己 株 式 の 取 得							△ 543	△ 543
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計					△ 34,051	△ 34,051	△ 543	△ 34,594
当 期 末 残 高	2,949,500	2,724,500	96,000	900,000	416,046	1,412,046	△ 32,382	7,053,663

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△ 14,835	7,073,423
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△ 49,940
当 期 純 利 益		15,889
自 己 株 式 の 取 得		△ 543
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	21,025	21,025
当 期 変 動 額 合 計	21,025	△ 13,569
当 期 末 残 高	6,190	7,059,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

### (2) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

船 舶 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

その他 定率法

ただし、1998年4月1日以降の新規取得建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### (2) 無形固定資産 定額法

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



- (2) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することにしております。
  - (3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。
  - (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における簡便法により計算した退職給付債務及び中小企業退職金共済制度給付見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
  - (5) 船舶特別修繕引当金 船舶の定期修繕に要する費用に充てるため、最近の支出実績に基づく定期修繕見積額を計上しております。
4. 売上高の計上方法
- 売上高のうち完成工事高の計上方法は、当事業年度の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
5. 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 会計方針の変更
- 当社は、法人税法の改正にともない、当事業年度より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法にもとづく減価償却の方法に変更しております。
- これにより、損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,700,236千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	34,832千円
短期金銭債務	455千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売 上 高	156,819千円
売 上 原 価	2,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数  
    普 通 株 式 8,450,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数  
    普 通 株 式 128,828株
3. 配当に関する事項  
    (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2012年5月11日 取締役会	普通株式	49,940千円	6円	2012年3月31日	2012年6月21日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるものは以下のとおり予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	配当原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2013年5月10日 取締役会	普通株式	49,927千円	利益剰余金	6円	2013年3月31日	2013年6月20日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	84,535千円
船舶減価償却費限度超過額	91,534千円
投資不動産評価損	26,438千円
税務上の繰越欠損金	376,557千円
その他	74,384千円
繰延税金資産小計	653,451千円
評価性引当額	653,451千円
繰延税金資産合計	一千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金についてはリスク回避を目的として、基本的に安全性の高い金融資産で運用することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および完成工事未収入金につきましては、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券につきましては、長期投資を目的とした保有株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金につきましては、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「リスク管理規程」および「与信管理規程」にしたがい、営業債権については、営業本部が主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の変化等を確認しております。

また、管理本部経理部が取引先ごとに期日および残高管理をし、営業本部と連携し、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直すこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難とされるものはありません。

(単位：千円)

項目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金預金	3,300,240	3,300,240	—
受取手形	249,998	249,998	—
完成工事未収入金	2,606,543	2,606,543	—
未収入金	41,915	41,915	—
投資有価証券	70,810	70,810	—
資産計	6,269,508	6,269,508	—
工事未払金	708,147	708,147	—
未払金	40,433	40,433	—
負債計	748,580	748,580	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は簿価と近似していることから、当該簿価によっております。

(2) 受取手形

受取手形につきましては、短期の満期期日であることから、時価は簿価と近似していると判断し、当該簿価によっております。

(3) 完成工事未収入金

完成工事未収入金につきましては、短期の営業債権であることから、時価は簿価と近似していると判断し、当該簿価によっております。

(4) 未収入金

未収入金につきましては、短期の債権であることから、時価は簿価と近似していると判断し、当該簿価によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券（株式）の時価につきましては、取引所の価格によっております。

負債

(1) 工事未払金

工事未払金につきましては、短期の営業債務であることから、時価は簿価と近似していると判断し、当該簿価によっております。

(2) 未払金

未払金につきましては、短期の債務であることから、時価は簿価と近似していると判断し、当該簿価によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	3,300,240	—	—	—
受取手形	249,998	—	—	—
完成工事未収入金	2,606,543	—	—	—
未収入金	41,915	—	—	—
計	6,198,698	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 848円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円91銭   |

(追加情報)

2013年3月19日開催の取締役会において、青木あすなる建設株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換をおこなうことを決議し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、青木あすなる建設については、会社法第796条第3項の規定にもとづく簡易株式交換の手続きにより、同社の株主総会による承認を受けずに、当社については、2013年6月19日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、2013年8月1日を効力発生日としておこなう予定です。これにより、当社株式は2013年7月29日をもって上場廃止となる予定です。

## 独立監査人の監査報告書

2013年5月8日

青木マリーン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松井隆雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島英樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青木マリーン株式会社の2012年4月1日から2013年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は2013年3月19日開催の取締役会において、青木あすなる建設株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日両社間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年5月10日

青木マリーン株式会社 監査役会

社外常勤監査役 原 田 晃 次 ㊟

社外監査役 津 野 紀代志 ㊟

社外監査役 正 川 雅 英 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 当社と青木あすなる建設株式会社との株式交換契約承認の件

当社および青木あすなる建設株式会社（以下、「青木あすなる建設」といいます。）は、2013年3月19日開催のそれぞれの取締役会において、青木あすなる建設を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）をおこなうことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、2013年8月1日を予定しております。また、青木あすなる建設については、会社法第796条第3項の規定にもとづく簡易株式交換の手続きにより株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換をおこなう予定です。

本議案の承認をいただきますと、本株式交換の効力発生日である2013年8月1日をもって青木あすなる建設は当社の完全親会社となります。また、当社は、青木あすなる建設の完全子会社となり、2013年7月29日に当社株式は上場廃止（最終売買日は2013年7月26日）となる予定です。

### 1. 株式交換をおこなう理由

当社は、1979年に株式会社青木建設（現青木あすなる建設）の船舶本部から分離独立し、内航海運業および埋立・浚渫等の海上工事の請負施工を目的として設立されました。その後、関西国際空港、中部国際空港、神戸空港等の国家的プロジェクトの埋立工事に参画してまいりました。また、1988年に株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）に株式を上場し、堅実な経営を継続することで健全な財務基盤を維持しつつ今日にいたっております。

しかしながら、建設業界を取り巻く環境は、当面の間は東日本大震災の復旧・復興需要が見込まれるものの、熾烈な受注競争に加え、建設資機材の高騰や建設従事者不足などが懸念されております。また、当社が最も得意とする大規模な海上埋立工事の需要は今後も縮小傾向が続くと思われま

このような状況のもと、青木あすなる建設は、当社が今後も発展していくためには、より柔軟かつ迅速な意思決定がはかれる体制を構築することが不可欠であると判断し、当社に対し、株式交換による完全子会社化を提案いたしました。

当社は、この提案を受け、当社の少数株主の利益を保護する必要性を踏まえ、提案の是非および内容等について様々な観点から分析、検討をおこない、青木あすなる建設との間で協議および交渉をおこないました。その結果、土木工事・建築工事を主たる営業目的とする総合建設会社である青木あすなる建設、および海洋土木を始め種々の建設事業を営む青木あすなる建設のグループ会社との連携をより強固なものとするにより、当社の企業価値の向上に資すると判断いたしました。また、当社の株主の皆様に対しては、完全親会社となる青木あすなる建設の株主となっていただくことにより、当社の目指す企業価値向上を間接的に享受していただけることや、青木あすなる建設の株式が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、当社の株式の出来高と比較して高い流動性が担保されていることなどのメリットがあると判断しております。

両社は本株式交換により、従来以上に一体感を強め、グループの経営戦略の共有、経営資源の有効利用等により、青木あすなる建設グループの連結業績および企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

当社と青木あすなる建設が2013年3月19日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

青木あすなる建設株式会社（以下、「甲」という。）と青木マリン株式会社（以下、「乙」という。）は、2013年3月19日付で、次のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 (株式交換)

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）をおこない、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が既に保有している乙の株式を除く。）の全部を取得する。

## 第2条 (当事会社の商号および住所)

本株式交換をおこなう当事会社の商号および住所は、次の各号に定めるとおりである。

### (1) 株式交換完全親会社（甲）

商号 青木あすなろ建設株式会社

住所 東京都港区芝四丁目8番2号

### (2) 株式交換完全子会社（乙）

商号 青木マリーン株式会社

住所 大阪市北区大淀南一丁目4番15号

## 第3条 (株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、第5条に定める本株式交換の効力が発生する日の前日（以下、「基準時」という。）最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載された乙の株主（実質株主を含み、甲を除く。以下、「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.60株の割合をもって割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

## 第4条 (資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、甲の資本金および準備金の額は変動しないものとする。

## 第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下、「株式交換効力発生日」という。）は、2013年8月1日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、予め甲および乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第6条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換をおこなう。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、株式交換効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めものとする。
2. 乙は、2013年6月に開催が予定されている乙の定時株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めものとする。

## 第7条（自己株式の消却）

乙は、第6条第2項に定める乙の定時株主総会で本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議がなされることを条件として、株式交換効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が所有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却する。

## 第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、株式交換効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為をおこなおうとする場合には、予め甲および乙が協議し合意の上、これをおこなうものとする。

第9条（本株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後、株式交換効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は、速やかに誠実に協議するものとし、必要な場合には、甲および乙の合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条第1項但書に該当する場合の甲の株主総会の承認、第6条第2項に定める乙の定時株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲および乙が協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲および乙が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2013年3月19日

甲 東京都港区芝四丁目8番2号  
青木あすなる建設株式会社  
代表取締役社長 市木良次 ㊟

乙 大阪市北区大淀南一丁目4番15号  
青木マリーン株式会社  
代表取締役社長 山崎正一 ㊟

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

当社の普通株式1株に対して、青木あすなろ建設の普通株式0.60株を交付いたします。(以下、「本株式交換比率」といいます。)ただし、青木あすなろ建設が保有する当社の普通株式4,739,000株については、本株式交換による株式の割当てはおこないません。

青木あすなろ建設は、本株式交換により2,149,303株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行はおこなわない予定です。

なお、当社は本株式交換効力発生日の前日(以下、「基準時」といいます。)までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条の規定にもとづく当社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)を基準時までに消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### ①算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社および両社の親会社である株式会社高松コンストラクショングループから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はりそな総合研究所株式会社(以下、「りそな総合研究所」といいます。)、青木あすなろ建設は大和証券株式会社(以下、「大和証券」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。

りそな総合研究所は、当社および青木あすなろ建設両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(2013年3月15日を算定基準日として、過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間および直近1週間の出来高加重平均値、ならびに算定基準日あるいは直近取引日の出来高加重平均値)を採用して算定をおこないました。また、それに加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、算定基準日において入手可能な当社および青木あすなろ建設ならびに同社連結グループの2013年3月期から2017年3月期までの事業見通し(以下、「事業見通し」といいます。)にもとづき、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を採用して算定をおこないました。

青木あすなる建設株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採 用 手 法	株式交換比率の算定レンジ
市 場 株 価 法	0.45 ～ 0.50
D C F 法	0.52 ～ 0.86

りそな総合研究所は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証をおこなっておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定をおこなっておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼もおこなっておりません。加えて、両社の事業見通しおよび財務予測については、両社の経営陣により現時点でなしうる最善の予測判断にもとづき合理的かつ適切に作成されていることを前提としております。

一方、大和証券は、当社および青木あすなる建設の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2013年3月15日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間および12ヶ月間の各期間の終値平均値を採用して算定しています。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用いたしました。

青木あすなる建設株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採 用 手 法	株式交換比率の算定レンジ
市 場 株 価 法	0.45 ～ 0.50
D C F 法	0.54 ～ 0.84

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証をおこなっておりません。また、両社ならびにその子会社および関連会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め独自に評価、鑑定または査定をおこなっておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼もおこなっておりません。加えて両社の事業見通しおよび財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断にもとづき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、DCF法による算定の基礎として、当社がりそな総合研究所および大和証券に提供した事業見通しでは、2014年3月期において大幅な増益を見込んでおります。これは、当社の2013年3月期の業績が不振であったことの反動によるものです。

一方、DCF法による算定の基礎として、青木あすなろ建設が大和証券およびりそな総合研究所に提供した事業見通しでは、2015年3月期において大幅な増益を見込んでおります。これは、主に同社が新たに組み込んでおりますアビダス事業（自社分譲マンション事業）が同社の業績に寄与することを見込んだものです。アビダス事業の第一弾が2013年3月期に完成引渡しとなりましたが、将来的には首都圏で年間3物件程度、事業規模にして100億円程度を手掛けることを目標にしており、2015年3月期の計画には、40億円程度の売上高とそれともなう営業利益等を織り込んでおります。

当社がりそな総合研究所および大和証券に提供した事業見通しは、同一のものであります。また、青木あすなろ建設が大和証券およびりそな総合研究所に提供した事業見通しは、同一のものであります。



## ②算定機関との関係

りそな総合研究所および大和証券はいずれも、当社および青木あすなる建設から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (2) 交換対価として青木あすなる建設の株式を選択した理由

当社および青木あすなる建設は、当社普通株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である青木あすなる建設の普通株式を選択いたしました。

当社は、青木あすなる建設の普通株式が、東京証券取引所市場第一部に上場されており、引き続き流動性を有するため、取引機会が確保されていること、ならびに当社株主が青木あすなる建設株式を交換対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う効果によって得られる利益を間接的に享受することが可能であること等を考慮して、青木あすなる建設の株式を本株式交換における交換対価として選択いたしました。

## (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は、本株式交換の実施にあたり、青木あすなる建設がすでに当社の発行済株式総数の56.08%を保有していることから、本株式交換の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

### ①公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、第三者機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議をおこない、本株式交換比率により本株式交換をおこなうことを、2013年3月19日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、第三者機関から本株式交換の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、当社は、法務アドバイザーとして顧問弁護士である肥後橋法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

## ②利益相反を回避するための措置

青木あすなろ建設の上席執行役員である辻井靖氏および小野寺弘幸氏ならびに元上席執行役員であった嶋田義弘氏の3名が当社の取締役に就任しておりますが、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係る当社の取締役会の審議および決議には参加していません。また、青木あすなろ建設の常務執行役員である正川雅英氏が当社の監査役に就任しておりますが、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係る当社の取締役会の審議には参加せず、何等の意見表明もおこなっていません。当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社取締役7名のうち上記の辻井氏、小野寺氏および嶋田氏の3名を除く4名の取締役の全員一致により承認可決されており、かつ当社の監査役3名のうち上記の正川氏を除く2名の監査役が本株式交換に異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、支配株主である青木あすなろ建設と利害関係を有しない者であって、当社の独立役員である社外監査役津野紀代志氏に対し、大阪証券取引所の定める規則にもとづき、本株式交換に係る当社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、2013年3月18日付けで、同氏より本株式交換はその目的が合理的であり、本株式交換に至る手続きは適正かつ公正であり、取得する当社の株式に対する対価も公正かつ妥当であると認められ、当社の企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする当社取締役会宛の意見書を取得しております。

(4) 株式交換対価の相当性

当社および青木あすなる建設は、公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置を講じたうえで、それぞれの第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえ、交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断にいたり、合意いたしました。

以上から、当社は、本株式交換における交換対価は相当であると判断しております。

(5) 青木あすなる建設の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して、青木あすなる建設の資本金および準備金の額は変動いたしません。

上記は、会社計算規則、その他公正な会計基準および青木あすなる建設の資本政策から決定したものであり、相当であると考えております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 青木あすなる建設の定款の定め

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、青木あすなる建設株式会社と称する。

2. 当社の英文名は、Asunaro Aoki Construction Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 土木建築工事の設計および監理ならびに施工請負

(2) 建設工事用機械および資材の販売および賃貸

(3) 道路工事、舗装工事、法面安定工事の設計、施工、監理、請負

(4) 建設コンサルタント業

(5) 土砂の採取および販売

(6) 岩石、鉱物等の試掘および採掘ならびにこれら岩石、鉱物等およびその加工品の販売

(7) 不動産の取引に関する事業

(8) 農林水産に関する事業

(9) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億3,686万4,500株とする。このうち2億800万株は普通株式、2,886万4,500株はA種株式とする。

(A種株式)

第7条 当社は、議決権の無いこと以外は普通株式と異ならないA種株式(無議決権普通配当株式)を発行することができる。

2. 取締役会の決議により、A種株式は普通株式へ転換することができる。この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で無償で転換されるものとする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、普通株式、A種株式とも500株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長は取締役会の決議に基づき選任された者がその任に当たる。ただし、選任された者に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序による取締役がその任に当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名に限る。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、25名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役・顧問)

第24条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社は、中間配当をする場合の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

青木あすなる建設の普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されており、また、青木あすなる建設の普通株式は、全国の各証券会社等を通じてお取引いただけます。

### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換にあたって実施した市場株価法の算定基準日（2013年3月15日）までの1ヵ月間の東京証券取引所における青木あすなる建設の株式の終値平均値は525円となっております。

なお、青木あすなる建設の株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp>）等でご覧いただけます。



(4) 青木あすなる建設の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表

青木あすなる建設はいずれの事業年度についても、金融商品取引法第24条第1項に係る有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略しております。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 青木あすなる建設の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
同封の「第1号議案別冊」をご参照ください。

(2) 青木あすなる建設において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、経営体制効率化のために1名を減員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	にし むら いく ひさ 西村 生久 (1953年3月18日生)	1976年4月 株式会社青木建設入社 1980年7月 青木船舶株式会社入社 1984年11月 当社入社 1999年5月 当社シンガポール支店長 1999年10月 当社工務部長 2003年6月 当社取締役 2004年6月 当社取締役執行役員工務部 長兼工務部長 2004年10月 当社取締役執行役員施工本 部長 2008年6月 当社取締役執行役員船舶事 業本部長 2009年6月 当社取締役常務執行役員船 舶事業本部長（現任）	7,000株
2	おお がき よし お 大垣 芳夫 (1951年4月1日生)	1973年4月 株式会社青木建設入社 1999年6月 同社名古屋支店事務部長 2004年4月 青木あすなる建設株式会社 名古屋支店営業部長 2005年1月 同社大阪本店総務部副部長 2005年6月 当社監査役 2008年10月 当社入社 2009年4月 当社執行役員管理本部副本 部長 2009年6月 当社取締役執行役員管理本 部長（現任）	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	たじま よし ちか 田島美知 (1952年7月9日生)	1971年3月 株式会社青木建設入社 1999年3月 当社入社 2004年10月 当社京浜営業所長 2010年4月 当社執行役員東京本店長 2011年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京本店長 2012年4月 当社執行役員営業本部長兼東京本店長 2012年6月 当社取締役執行役員営業本部長兼東京本店長(現任)	1,000株
4	※ ひもと たけ よし 樋元健良 (1954年2月15日生)	1990年5月 三井不動産建設株式会社入社 2003年4月 みらい建設工業株式会社関西支店土木部関空工事事務所所長 2006年4月 同社関西支店営業第一部長 2011年4月 同社建設本部大阪本店営業部長 2011年12月 同社東日本復興事業本部副本部長 2013年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員建設事業本部長兼大阪本店長(現任)	—
5	つじ い やすし 辻井靖 (1959年3月8日生)	1982年4月 株式会社青木建設入社 2006年10月 青木あすなる建設株式会社大阪土木本店工事部部長 2008年4月 同社大阪土木本店副本店長 2011年4月 同社上席執行役員大阪土木本店長(現任) 2012年6月 当社取締役(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	お の で ら ひ ろ ゆ き 小野寺 弘 幸 (1959年8月15日生)	1983年4月 小松建設工業株式会社入社 2007年4月 青木あすなろ建設株式会社 東京建築本店工事部担当部 長 2008年4月 同社東京建築本店工事部部 長 2010年10月 同社大阪建築本店工事部部 長 2010年11月 同社大阪建築本店副本店長 2011年4月 同社上席執行役員大阪建築 本店長 (現任) 2012年6月 当社取締役 (現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者番号「1」から「4」の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者番号「5」および「6」の各候補者は、青木あすなろ建設株式会社の執行役員であり、当社は、同社と建設工事の請負等の取引関係があります。
4. 辻井 靖、小野寺弘幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 辻井 靖、小野寺弘幸の両氏を社外取締役の候補者とした理由は、建設業界での豊富な経験と幅広い知識により、社外の客観的見地から当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
6. 辻井 靖、小野寺弘幸の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ1年であります。
7. 青木あすなろ建設株式会社は、当社の発行済株式の56.08%を保有する大株主であります。
- なお、第1号議案が承認されたなら、同社は、株式交換効力発生日をもって当社の完全親会社となる予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2012年6月20日開催の第34回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役大原 等氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として、あらためて、大原 等氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
おお ほんら ひとし <b>大 原 等</b> (1946年6月24日生)	1965年3月 株式会社青木建設入社 2002年7月 同社執行役員管理本部副本部長 2004年4月 青木あすなろ建設株式会社執行役員管理本部副本部長 2006年6月 国土総合建設株式会社取締役管理本部部長 2008年4月 佐伯国総建設株式会社常務執行役員企画管理本部副本部長兼経理部長 2008年7月 あおみ建設株式会社常務執行役員企画管理本部副本部長兼経理部長 2009年5月 当社顧問 2009年6月 当社常勤監査役 2011年6月 当社顧問 (現任)	5,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

<MEMO>

# 株主総会会場案内図

大阪市北区鶴野町4番16号 大阪玉姫会館4階 パルテノン

